

必要な経験・専門性

以下の(1)～(3)の経験・専門性のいずれかに該当する方です。

(1) 安全審査官、原子力保安検査官及び原子力施設検査官

職務を遂行するのに必要な以下のいずれかの経験・専門性を有すること。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下同じ。）による大学（短期大学を除く。）において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であって、原子力施設その他の保安に関する行政事務（以下「保安行政事務」という。）に通算して2年以上又は原子力施設に係る設計、建設、保修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務（以下「保安事務」という。）に3年以上従事した者
- 二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であって、保安行政事務に通算して4年以上又は保安事務に5年以上従事した者
- 三 学校教育法による大学、短期大学若しくは高等専門学校において、理学若しくは工学に関する学科以外を修めて卒業した者若しくは学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であって、保安行政事務に通算して6年以上又は保安事務に7年以上従事した者
- 四 学校教育法による大学、短期大学若しくは高等専門学校において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であって、発電プラント、化学プラントその他プラント施設・設備の設計、建設、補修、検査に関する事務に7年以上従事した者
- 五 学校教育法による大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であって、原子力施設又は発電プラント、化学プラントその他プラント施設の品質保証に関する事務に7年以上従事した者
- 六 学校教育法による大学、短期大学若しくは高等専門学校において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であって、建築、土木、機械（主に地震工学、耐震設計）に関する技術者としての経験を有する者
- 七 理学又は工学の大学院博士課程を修了し、大学又は独立行政法人等の研究機関において、一定の期間、理学又は工学に関する研究業務に従事している者

(2) 査察官

職務を遂行するのに必要な以下のいずれかの経験・専門性を有すること。

- 一 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であって、保障措置に関する事務（計量管理、査察及びその受け入れ等。以下同じ。）に通算して2年以上従事した者であり、かつ英語にて諸外国との協議及び国際会議における対応ができる者
- 二 学校教育法による大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学

力を有すると認められる者であって、原子力施設の保障措置、設計、建設、運転、検査又は研究に通算して6年以上、うち、保障措置に関する事務に通算して2年以上従事した者であり、かつ英語にて諸外国との協議及び国際会議における対応ができる者

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者

(3) 原子力規制に係る人材育成事務

職務を遂行するのに必要な以下の経験・専門性を有すること。

原子力施設に係る運転、保守、検査、品質保証及び放射線管理等に関する教育・訓練を行った経験を有する者であって、以下の一から三までに掲げる経験・専門性のいずれかを有する者。

一 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であって、保安行政事務に通算して2年以上又は保安事務に3年以上従事した者

二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であって、保安行政事務に通算して4年以上又は保安事務に5年以上従事した者

三 学校教育法による大学、短期大学若しくは高等専門学校において、理学若しくは工学に関する学科以外を修めて卒業した者若しくは学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であって、保安行政事務に通算して6年以上又は保安事務に7年以上従事した者